

サポート要件に関する裁判例
「有機発光デバイスの発光層用組成物」事件

H24. 11. 7 判決 知財高裁 平成 23 年（行ケ）第 10235 号

無効審決取消請求事件：請求認容

概要

出願日当時の技術水準を前提として本件発明の課題を認定し、本件発明は、発明の詳細な説明の記載により課題を解決できると当業者が認識できるとして、サポート要件が認められた事例。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】式 L_2MX （式中、L 及び X は、異なるモノアニオン性二座配位子であり、M は Ir であり、さらに前記 L 配位子は sp^2 混成炭素及び窒素原子を介して M に配位し；前記 X 配位子が O-O 配位子又は N-O 配位子である）の燐光性錯体を含む、有機発光デバイスの発光層として用いるための組成物（但し、 L_2MX 中、X がヘキサフルオロアセチルアセトネート又はジフェニルアセチルアセトネートである組成物を除く）

【争点】

サポート要件に係る判断の誤りの有無。

【原告らの主張】

本件審決は、いわゆるパラメータ特許事件判決（知財高裁平成 17 年（行ケ）第 10042 号同年 1 月 11 日判決）を引用した上で、本件発明 1 の解決課題を「高い量子効率で燐光発光できる発光デバイスの発光層に使用するための組成物の提供」・・・と認定し、本件明細書の発明の詳細な説明の記載に基づき、当該構成によってそのような高い量子効率を得ることが一般的にできるであろうと当業者が認識することができるまでとはいえず、このことは技術常識に照らしても同様であるなどとして、本件発明 1 が発明の詳細な説明に記載したものでは・・・ないとする。

しかしながら、特許法 36 条 6 項 1 号は、・・・「特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであること」までは要求していない。しかも、明細書の記載様式は、発明の解決すべき課題（発明の課題）に関する項目を設けていない。

したがって、いわゆるフリバンセリン事件判決（知財高裁平成 21 年（行ケ）第 10033 号同 22 年 1 月 28 日判決）と同様に、同号の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載を超えているか否かを合目的な解釈手法で判断すれば足り、その際の解釈手法は、

特許請求の範囲が複数のパラメータを用いた数式を用いて記載された場合のような特段の事情がない限り、発明の詳細な説明に記載された技術的事項（特に、発明の構成についての技術的事項）を理解した上で、これが特許請求の範囲の記載を超えているかどうかを検討すれば足りるというべきである。

これを本件発明 1 と本件明細書の発明の詳細な説明についてみると・・・（中略）・・・本件明細書の発明の詳細な説明には、 L_2MX 錯体を発光層に含む、有機発光デバイスの発光層として用いるための組成物についての技術的事項が開示されているといえるから、・・・特許法 36 条 6 項 1 号のサポート要件に適合するものといえる。

【被告の主張】

本件は、広範な化合物を含む本件発明 1 に対して、発明の詳細な説明においては特定のイリジウム錯体である BTIr のみの効果が確認されている事案であって、その効果が BTIr のみならず、 L_2MX 錯体全体にも拡張できるか否かが問題となっている事案である。

いわゆるパラメータ特許事件判決が示したサポート要件に関する判断基準は、特許法 36 条 6 項 1 号の趣旨に基づくものであって、パラメータ発明に限って判示されたものではない。そして、発明の課題が明細書に一義的に明確に記載されていない事案であっても、明細書及び図面の記載から発明の課題を認定することになる。

【裁判所の判断】（筆者にて適宜要約）

特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲

内のものであるか否かを検討して判断すべきものである（パラメータ大合議判決、審査基準を引用）。

本件出願日当時における技術水準は、理論上、燐光を発する有機金属化合物を発光材料として発光層に使用することにより、有機発光デバイスの発光効率を改善することができるにもかかわらず、極めて多数にわたる有機金属化合物のうち当該発光材料として発光層に使用できるものがごく限られた特定のものしか知られていないというものであり、これらの有機金属化合物のうちの1例を除いてごく低いEL効率を示すにとどまっていた以上、当該1例（Ir(pppy)₃）が8%というEL効率を示していたとしても、有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ることは、本件出願日当時において、それ自体、解決すべき技術的課題として成立し得るものであったと認められる。

そして、本件明細書には、本件発明の課題が必ずしも明確に記載されていないが、本件明細書は、上記技術水準を前提として、本件発明について、有機発光デバイスの発光層として用いることができる組成物であって、本件出願日当時に知られていた有機金属化合物とは異なるものとして説明しているものであるから、本件発明の課題は、「有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ること」であると認めるのが相当である。

本件明細書の発明の詳細な説明には、本件出願日前に燐光を発することが知られていなかった特定の有機イリジウム錯体が、その製造方法及び本件発明の他の構成とともに具体的に記載されているばかりか、当該有機イリジウム錯体を有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発することが、その作用機序とともに具体的に記載されているといえる。

したがって、本件発明として特許請求の範囲に記載された発明は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるというべきであって、本件発明の特許請求の範囲の記載は、特許法36条6項1号にいう「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものである」ということができる。

なお、原告らは、特許法36条6項1号の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載を超えているか否かを合目的な解釈手法で判断すれば足りる旨を主張するところ、仮に当該判断手法によったとしても、本件明細書の発明の詳細な明には、式L₂MXで表される様々な有機イリジウム錯体を有機発光デバイスの

発光層又はこれが組み込まれた表示装置に使用した場合に燐光を発することがその作用機序とともに具体的に記載されているから、当業者は、本件発明が本件明細書の発明の詳細な説明に記載されているものと理解することができるものと認められ、本件審決の判断が誤りであるとの上記結論に異なるところはない。

【検討】

特許法36条6項1号のサポート要件について、パラメータ特許事件判決か、フリバンセリン事件判決かいずれの規範を採用するかについて、本件では、パラメータ特許事件判決の規範が採用された。パラメータ特許事件判決の規範を採用した理由や、フリバンセリン事件判決の規範を採用しなかった理由については述べられていない。本判決ではいずれを採用しても結論として変わらなかったため、審査基準と整合する原則論（パラメータ特許事件判決）に従って判断したものとする。

一方、本件発明の課題の認定に関して、本判決では、本件出願日当時の技術水準を詳細に検討した上で認定し、これを前提として本件明細書と照らして行われている。本判決の認定した課題は、審決が認定したものと異なるものであり、本判決の認定した課題との関係では、本件発明は、サポート要件を満たすと判断された。

《実務上の指針》

一般的に、明細書には、発明の解決すべき課題を記載した上で、その課題を解決できると認識できる程度に発明の詳細な説明を記載する実務が行われている。

課題を過度に低く設定し、当該課題との関係においてのみサポート要件を満たすように発明の詳細な説明を記載してしまうと、その後の審査において出願日当時の技術水準を基に課題が認定し直されると、サポート要件を満たさなくなるおそれがある。例えば、より広い権利を取得することを念頭に課題を低く設定して記載すると、後に足元をすくわれるおそれがある。出願戦略上、課題を低めに設定して記載することはあり得るが、このような戦略を採る場合には、出願時の技術水準を前提に課題が認定し直されたとしてもサポート要件に耐え得る程度に、発明の詳細な説明を充実させておくべきと考える。このような明細書を作成するためには、出願時の技術水準を正しく把握することが重要である。

以上